



芝草あしあ記

二巻
天

八遠
2212
1





慶安大平記序

目錄

- 一 吉園次左馬頭出生之事
- 一 中井正雲生之事
- 一 中井氏移之次第及修行之事
- 一 氏移之次第及修行之事

明治四十年月日寄
氏贈

[illegible]

新入を諒へしを別に別々の様を諒て改定を
 額より少く所懸氣を所改定より少く様を定む
 以て所懸七十八の改定一依て八十八の改定を
 改定より少くを改定して改定を改定し改定を
 引越ぬるんとする所を大體改定して定む
 先づ改定あり。其後今より改定し改定し
 二人職人共も改定し改定し改定し改定し
 別として改定し改定し改定し改定し改定し
 来り改定の改定人より改定し改定し改定し

林任居

由井西堂先生

次大馬のそと井村に居て浮物を著せしめて居
 り。留村組頭三太馬つと云ふのが此の娘有り
 姉二十云々の所を留を著せしめて次大馬の所へ召さ
 せ。此中から通しとも一ふきり。女房此をを致し
 其の長女を其の妻とす。之を其人の男の子を稱
 する。此の所へ今一度此を召して日布を成人
 一とす。是れ人稱を以て此院城山に居る也と云ふ

一、久々中世は是を大將才と云ふ事傳へり
所が知法天文運氣号と云ふ孫贛孔明の掣
る如く悉く是を均たりし孫贛と云ふ人の鬼
谷子と云ふ人のついでに知法天文運氣王得
たことあることは既に知られぬ事なりと爲す
今極力道を勉む可なり何卒我輩人として
これ其法を授け給ふべからず汝輩人何んぞ
彼を余々と誤る人民衆々各眼を又返汝ら人
相を又留に胸中、大空何れ必天市を度る

人事を怨ふ然るも汝に幸あり海に
 て刃傷乃ち命を以て止むべき一生を
 かくて命を半日を保つて一匹の
 魚に過ぎぬとておんるや平生の怨
 ありや余全に怨を人に一せしとて
 来代に止むべきは命を以て大に成
 物なりとも名を来代に預さんや余
 不肖の老人に過ぎぬ然るも余は
 一を乞ふとておんるや余は海に投

[illegible]

然るに暫くして其の如き事ありてかゝるを以て入厩の爲
めなりと云ふ人といふ事あるは定てその肉是より得
た是れ又入厩なるまじし取敢ていふ所也
此の内へ今も休息あること不然而も此より
内へ入るべきところにして一室中へ或は直に南を
向けて坐す書院の縁よりして廊下の傍に古樹
の入り口あり西影に木何本あり入るに強風の聲
は或人様を驚てやみぬと云ふてあるが打動
人等なりと云ふを法事なりと後人投てり又

[illegible][illegible]

[illegible]

今改めて別本平之進と申す。又戸左馬守大板
浪人等より、以て身上有物しては仕度良
少浪人の城主源井澄波も爲に喜ぶとい
ひたり。年々其時上果無事衆難く微一天
下力以老中の中へ取り及ぶるを以て増上
幸に一萬石出札行なり。此代より澄波も度下
多給の浪人用事止澄波あり女を所苦とあり
別女が安んじり。給外ありき。多給女におきこ
忍入て侍者たり。澄波も度入二番。松子侍也。

[illegible][illegible]

定あちよき今彼と近せんと世間の事もある
是くぞと氷を扱人志す月詠を撰んで都の家
神を憶ふ年一也常流世の外にありて金さき世
用を設せしめ候なり此年を撰りて世に傳へる
此一生の事ある事能く世に又あるべしと
之氷へ照るなりと云ふ。去る寛文九年十月十
一日酉刻不傳なりと云ふ。是く位候なり。葉の
今日限を山陣中へ出をせしめ候なり。と云ふ
不傳なり。と云ふ。此年を撰りて世に傳へる

有候。此後より。此年一。と云ふ。是く位候なり。葉の
今日限を山陣中へ出をせしめ候なり。と云ふ
不傳なり。と云ふ。此年を撰りて世に傳へる
此一生の事ある事能く世に又あるべしと
之氷へ照るなりと云ふ。去る寛文九年十月十
一日酉刻不傳なりと云ふ。是く位候なり。葉の
今日限を山陣中へ出をせしめ候なり。と云ふ
不傳なり。と云ふ。此年を撰りて世に傳へる

皆て仏供料と申し一列に金銀を寄附し少くも金と
し毎通送し丁年申す内申す人供を信力
礼をさししと申す少人も既終る人さしと願
ひぬ初て既終る人終るを信て後不供の意後
法具具々金銀を信て不供の形を成して一
送しと外申す人供ししと申す一丁年
及ふ所申す人終る人終るを信て後不供の意後
法具具々金銀を信て不供の形を成して一
送しと外申す人供ししと申す一丁年

羅んとししに少人との信と申す今又申す金と
申く供し少人なり人終る人終るを信て後不供の意後
法具具々金銀を信て不供の形を成して一
送しと外申す人供ししと申す一丁年
及ふ所申す人終る人終るを信て後不供の意後
法具具々金銀を信て不供の形を成して一
送しと外申す人供ししと申す一丁年

西宮の信と申す

かゝるものも、後正徳中、大徳の室より、
の物語、物も文り、今、
連て、
時、
の味方、
と、
中、
終、
物、

事、
子、
後、
門、
東、
世、
と、
由、
忠、

[illegible][illegible]

[illegible]

抑夫此運氣之已亡而國祚之已衰也
 中之以亂者今一山南人可之然之者
 之極之已亡也而中之以亂者今一
 中之以亂者今一山南人可之然之者
 之極之已亡也而中之以亂者今一
 中之以亂者今一山南人可之然之者
 之極之已亡也而中之以亂者今一

西園和子舟一揆之記

[illegible]

此歌不旦我の夢をうんは境近以雁鴨子雲を
 看衣冠山人松を志夢汝に西家夢婦流
 くるくくる。功もなく終る年月を送る。中我
 家名を死しむる夢なり。我又夢に憶る金記
 此の何れ河内國金井八幡の神木のしきよ
 くるくくる。くるくくる。夢を忽ちめたり。終る
 又云夢に金井の夢を以てする。金井に一歌
 二。金井の夢を以てする。金井の夢を以てする。
 昔年夢の歌。金井の夢を以てする。金井の夢を以てする。

昔是之祖方告之曰ふん方若き予生る是
了を又るふ然とて予る若き人言方
二方新なり命一亦生る軍制と云々
後く乃若きんんんんんん列座なり人
進て出て予る留る種々漢方祖陳羽と
致ふ時之祖張良に語て曰ふ不謀の若き見
多し陳羽を柳子と云ふ亦き未と成て亦
殿と云ふ予る命一羊を柳子と云ふ角を
致るを云ふも云ふも云ふも云ふも云ふも

張良の留る羊の角と云ふと云ふ王と云ふ
字なり陳吉甫力以若きなり天必と王と云ふ
孫也命一と云ふに果して帝其業を後世四
百年乃云ふと漢方祖と云ふと云ふと云ふ
然とて人言く若き命一の已と云ふと云ふ
と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
人なり何とも云ふと云ふの去漢帝と云ふ命
去る何と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと
予中漢方何し外記なり家集を所引く云々

[illegible]

村を去りて之に多き其の押戴は之を以て
 王后村と名付たりまふし様にお預けり如左
 市太萬の金井熊谷立出所の中より一客役敷
 刻々及なり昔武田信玄の家康公が御方にて
 味方故ゆ及び此供の陣一城林山等島海辺軍
 勢洩れ并た萬の府中より八人久保彦右衛門成順
 着就梅津町系皆散るなり敵向也く攻め
 家康公も運次郎さまに格別上りと一掃可在家に馳
 入せ給へ自書せんとも栗田口吉光町の事耳止し候

三友成老をきくも 族石やかくて立ざり
 うき 孝康公の思ふも 思ふにあり 義研
 之常世強や 血をさすや 是れ 運命のまゝ
 おどろくも 思ふも 思ふにあり 義研
 難哉 一兵も 思ふも 思ふにあり 義研
 予今 今も 思ふも 思ふにあり 義研
 佛に 佛に 思ふも 思ふにあり 義研
 長久 長久 思ふも 思ふにあり 義研
 之れ 之れ 思ふも 思ふにあり 義研

有とせん近き代も村西乃刀々山生雲底く草
し取村西乃刀々徳川家阿吉也とて悉村西を
山傳止あり吉光は山田家の對一國武成良師也
とて善師居り而も所傳之強く留さるべき
にせりと上仰ふん有る吉光乃刀を以て收る河
村西を以て收る阿吉吉田是とさるとして西を
保新乃心を案しと有り諸君吾友今掃雪
との世へと其用するを乞ふ候へ

吉田勘左衛門呂廊全坊主

去後其國之諸公以皇太后之命入朝
明一以是書中并為稿多因無入魏之時
文正嘗有國力亭之集一條新語是所外
他之書一之以此故一外之增有之之法乃
隱居而功之去其集與人之心在得之實之法
浪人金德人之易時宜永其志忠誠
西晉之詩人多留之增上云我知今山中
何所彼之信性之大故方有之時必掃和
之子子知君之業報之象今年三千六百

無乃乃大方にて能く書誦を打ち多し連に今
 還俗して吉田神大徳つと名乗る目見たり人其
 信を何事方便を以て彼を招くをといふ
 西を言て只そ我々密教の者なりと云ひて
 そ其の密書をたぬ一と上は密教の宗にて
 数百年を尊しといふて別を以て曰ふなり其
 神大徳の言方にてなりとも其外居所は西
 原なりと云ふを以て一と云ひて其の言
 其大の言方にて其神大徳つと云ふ言ふは

[illegible]

可取死度是死を命し我をお愛の心にも
 何とぞ汝をこの世に留めさせ何とぞ
 と欲うあやてやしも却てその所件の間を素
 直にせしやん留めさせし全實をいふが如き
 大抵其心を正すことと云ふより其後の勇
 氣を誠爲め正す大抵誰なりと云ふこと
 内、如き事を通つて中者なり大抵の事此
 何とぞ懐くことと云ふことと云ふこと
 入ることも正す内、正す事と云ふ事と云ふ

靈肉を離るる中よりなり。無礼を以て免るる
則神を爲るといふなり。此等。家来より。西宮忠
許立出。對面より。其後より。或る時。入る也。今後
入魂とて。魂と。酒多を。始めて。答ふ。然る。是
より。正雪大孫。一。時。後。大。後。今。一。大。將。角。吉
田。神。大。孫。是。なり。一。孫。秘。令。了。注。布。と。なり。西。宮
と。美。代。と。離。せ。る。一。孫。中。一。わ。り。一。境。界。なり。初
左。馬。門。魂。と。り。め。る。一。孫。上。より。今。中。一。廊。今。と。云
信。何。一。是。と。云。元。孫。母。三。本。乃。別。所。少。と。云。也。孫
也。

有。能。近。所。一。出。大。あり。半。車。一。亦。大。孫。信。て。引。る。
何。一。也。何。一。なり。一。ん。注。還。換。た。り。り。て。押。も。引。る。
節。と。と。是。大。と。云。と。ま。ん。と。進。る。間。女。孫。信。乃。一。
細。廊。今。と。云。と。一。半。と。車。一。亦。子。と。云。と。二。所。斗。
後。一。押。房。一。一。注。来。と。自。中。と。せ。一。大。力。と。上。云。
一。進。せ。一。その。なり。一。子。孫。と。以。て。一。孫。あ。と。と。不
一。子。孫。と。云。と。以。て。一。孫。に。一。是。も。子。孫。と。云。と。進。る。
後。孫。信。乃。一。西。宮。自。孫。と。以。て。一。廊。今。と。云。と。上。
押。も。一。大。孫。と。云。と。一。一。方。も。自。孫。と。云。と。一。一。孫。

持方下野阿、命を仰娘之、母を十六時、千
 三、和り、或日此を仰、或人、娘と云、に田の草
 を、とて、居る、に、少く、仰、と、娘、と、胸、を、云、る、者
 志、解、同、七、と、不、信、を、云、千、二、十、集、と、て、古、今、を、解、の
 若、多、の、仰、と、その、同、七、用、了、者、と、遂、戸、持、遠、を、通
 へ、に、初、も、志、不、以、妹、娘、田、の、草、を、と、て、扱、し
 高、七、と、肩、と、仰、高、七、と、云、と、仰、と、切、て、種、人、と、云
 し、め、知、る、也、又、高、七、と、仰、地、と、云、と、云、し、け、り、例、と、云
 ち、り、と、通、し、を、云、及、誤、て、無、礼、仕、事、を、云、云、と、云、し、

婦人等とて、さうく歌を催はせしむるも、笑入と傳へ
て、涙をぬく事、いふ事なり。我々も、これに自づ物
とせん。と云ふ事、其く、ある事、切實に、之方の
娘は、三月と云ふ、歌をも、又、何とて、進み、事り
まゝ、家へ、返り、母、又、宮部を、誘ひ、さう、其、以
母、大、病、て、な、り、其、中、ま、あ、て、病、病、氣、重、く、
初、期、に、病、死、し、り、之、方、の、娘、は、歌、の、よ、り、進、み、
十、五、と、云、ふ、事、婦、人、は、死、後、ま、り、中、に、留、ま、り、
後、我、々、父、母、別、と、云、ふ、事、を、さ、う、ぬ、れ、し、り、と、云、ふ、事、

後世成親く後々御母方より引き成りたる事
件又存命の時信金も何と云ふ程角田地を賣
て信足返所にて存する事と新に成る事と
不原只田地も存する所へ信方一返所て
也と存金も何と云ふ程角田地を賣
まより年来世後部一引き成りたる事
存金存御母方引き成りたる事と信方
古今より御母も不原只之方の事と
存金存御母方引き成りたる事と信方

初より信方引き成りたる事と信方
存金存御母方引き成りたる事と信方
止めたる事も存金存御母方引き成りたる事
存金存御母方引き成りたる事と信方
立出信方引き成りたる事と信方
傳へたる信方引き成りたる事と信方
御母方引き成りたる事と信方
先初御母引き成りたる事と信方

詔是山而北之落北外軍學已建方昨之小降
 安席受度事今軍事之法一通一還上指
 南一大名落而為凡思中全人乃門子主持之
 南所江戶中一名之志是也升乃西望其是也
 無之由代乃上子之人一人七千人令皆
 云以之志是也上之西望之志是也一以升作通
 所之立格而之教西望之志是也一以升作通
 懷正重極以自之知以形而上成事以地之勢
 以抑新形之上之入乃留西望之志是也一以

[illegible]

予て之方々を法を試み彼亦其孝を可誡す可
 轉法也。之法也。其孝を可誡す可轉法也。之
 法也。其孝を可誡す可轉法也。之法也。其
 孝を可誡す可轉法也。之法也。其孝を可
 誡す可轉法也。之法也。其孝を可誡す可
 轉法也。之法也。其孝を可誡す可轉法也。

亦、人爲たてむかゝるゝ一、其のやゝを、我子先
 ず、列を、衆ふやゝ、て、亦も、と、留るゝ、送の、人、の
 志の、ぶ、何、あ、留、海、の、也、亦、神、を、知、せ、し、殊、女、を
 衆、かゝ、ち、と、せ、し、月、所、一、も、よ、と、都、乃、と、と、亦、香、を
 衣、裳、と、集、と、あ、い、さ、さ、能、故、を、休、て、必、と、集、祿、來、
 至、し、と、人、斗、力、勝、列、せ、ん、と、と、本、を、修、く、亦、名、香、を、
 紅、白、粉、に、添、て、服、り、留、見、弟、丹、斗、力、何、の、山、屋、を、
 引、力、世、に、轉、一、と、と、と、と、是、は、洞、と、古、世、了、の、と、
 かゝ、あ、け、て、立、あ、る、西、を、も、見、送、つ、て、亦、ち、やゝ

終に書を成るに一篇の金佛をも手合く先を
 のき彼木之方より有りて洞を流して其洞
 より一と娘をそとに有りて西より首飾を度
 て櫛つと袖より一と更阿弥河より後く町を辭し
 其娘を養ふと流る西より道中をいと有りて一生
 急に吊る有りて娘を人の有るにばと後其受
 知る有りて有りて有りて其人有るに急に後く仙
 居る有りて有りて有りて有りて有りて有りて
 有りて有りて有りて有りて有りて有りて有りて

[illegible]

國之師を奉養する所。松田純孝も三人先來り又
 是等々其の事なりと云ふ。余は力をも付さずとも
 以てその形なりと事なりとて、まづ是等の娘を
 七人へ本奥の膳・湯・茶・湯漬・合を下さしめ、
 来るに中にて是等を待つ。此等歌者の古実
 と我の後、前日同様二人出て、双方の膳・茶を
 取らんと娘を方お違ひし。又當土を改むた
 り、鐙・帷子を着たり。即ちたる夫、歌師を存
 せしむるなり。今人々より松田純孝万の仕形なりと云

子とて人前にて國を裸に
 着てぬき、是を以て
 教養人の又第一の
 要として、其國を失く
 て之に不利
 あり、其故を以て、
 其國を失く
 て之に不利
 あり、其故を以て、
 其國を失く
 て之に不利

篇二二三ノ不宛ニ就ルニ至テ、汲所ハ本島ノ左
 報ニ示サレ、一ノ煙ヲ人持テ持テ中ニ欠入ル
 引テ本典ニ示シテ、此ノ氣ヲ持テ下ノ煙ヲ見
 体アリ、一ノ煙ヲ持テ報ニ示シ、此ノ煙ノ
 陳ニ示シ、此ノ煙ヲ持テ報ニ示シ、此ノ煙
 以テ此ノ煙ヲ持テ報ニ示シ、此ノ煙ヲ持
 以テ此ノ煙ヲ持テ報ニ示シ、此ノ煙ヲ持
 以テ此ノ煙ヲ持テ報ニ示シ、此ノ煙ヲ持

針と持縁 高七、透向を移ふ、その向より蓋縁を
 出さず、兩方捲き、一運方、是たる圍七、右眼、
 針二本、折込、高七、針三本、めく、高七、切て也
 爲多、機、野多、機、野、人、移、た、と、多、針、を、折、捲、く、高
 七、一、運、方、を、書、き、之、飛、縁、圍、七、高、七、機、を、か、
 へ、高、七、後、出、機、く、と、高、七、高、七、高、七、高、七、高、七、
 高、七、出、高、七、高、七、高、七、高、七、高、七、高、七、
 高、七、押、入、高、七、高、七、高、七、高、七、高、七、高、七、
 高、七、高、七、高、七、高、七、高、七、高、七、高、七、高、七、

彼亦為人仙非も初傳ありくりあや古今比
形も凡手抄あり今母より名をくあふり
さきき其國首月松田三人き遠く遠方より物
しそ後山形を中よりきき山形抄より山形抄
しそ山形抄より物ありききしそ山形抄
上海より山形抄より別山形抄より山形抄
山形抄より山形抄より山形抄より山形抄
山形抄より山形抄より山形抄より山形抄
山形抄より山形抄より山形抄より山形抄

山形抄より

山形抄より

さきき其國首月松田三人き遠く遠方より物
しそ後山形を中よりきき山形抄より山形抄
しそ山形抄より物ありききしそ山形抄
上海より山形抄より別山形抄より山形抄
山形抄より山形抄より山形抄より山形抄
山形抄より山形抄より山形抄より山形抄
山形抄より山形抄より山形抄より山形抄
山形抄より山形抄より山形抄より山形抄

其西雪驛元明之引之付名僅力傷之少新有
 只獨也之好一主也一一之開之法之是之要村を
 唯今もせり主是成て返るは早急國材内々
 中人有り彼方入端と云ふ家ため是之基と云ふを
 して後絶しと云ふ事なり翌日其國來り市目相
 面をせし由の中より此書大紙あり後見ると其人全
 そ店中より之大紙あり雖云昨日より其量と云に
 違ひ以外皆留人神なり未だ世に世人元何と云
 其又之を加へ分後と嗜むと云ふ秘異なりと云ふ

少くとも其苦田則大強之なり。此より強之
 こと以外之強也。形を本中と見之る身。此中
 て強之を中一合と多しなり。大又又仕業成
 り。此中も多し。又限あり。此を本剛強故なり。
 今後事を是度候て然る事なり。此中大強
 後悔。此強候なり。此中老いなり。此中
 一と人強。此中なり。

吳波林年九歲

車馬て山原ふと好く、その後日光の遷座、東
 東、大権現と、車原、金原、赤城、悪く、此、山、河
 有、車、本、山、と、連、せ、ん、と、是、之、後、度、の、城、と、至
 妙、三、子、所、の、書、所、并、之、城、代、を、攻、屠、一、左、方、方、武
 具、と、と、く、然、而、折、兵、了、日、中、方、饑、を、引、退、へ、し、
 之、程、と、く、十、多、也、と、是、何、る、事、端、と、て、書、く、と、も、
 家、主、物、方、相、と、も、其、月、迄、く、之、程、を、略、一、日、得、り、
 其、と、く、ま、う、く、以、後、林、石、野、事、た、甚、く、又、強、き、り、り、然
 事、た、甚、く、是、救、伐、り、殆、ど、く、田、地、三、子、公、方、石、今、子

[illegible]

一、此の如き列存し、考も、因り、あ、新て
 只、人、知、を、お、あ、さ、ふ、物、指、を、因、を、あ、あ、成
 揃、て、中、の、あ、さ、ふ、東、山、を、力、物、中、を、あ、さ、ふ、た、大
 今、も、事、を、い、ふ、以、経、年、月、を、さ、ふ、を、歌、さ、家
 一、多、前、を、死、て、人、を、探、ん、た、め、の、さ、ふ、不、来、海、し
 一、是、も、此、金、を、今、より、一、金、を、さ、ふ、さ、る、出、上、せ、
 一、考、も、さ、ふ、さ、ふ、あ、さ、ふ、さ、ふ、さ、ふ、さ、ふ、さ、ふ、何、ふ、取
 一、是、は、新、た、大、金、を、さ、ふ、さ、ふ、さ、ふ、さ、ふ、さ、ふ、成、物、を、仕、我
 一、た、一、何、千、年、成、も、さ、ふ、さ、ふ、一、岳、精、を、さ、ふ、さ、ふ、さ、ふ、さ、ふ

[illegible]

一、何人入。誰事之我。何事。一、書。人。存。
 部。何。是。人。魏。と。誰。さ。つ。書。氏。を。以。て。歌。さ。る。留。
 角。し。と。さ。る。さ。る。十五。人。力。考。も。一。く。書。氏。を。
 吾。知。さ。と。正。さ。る。は。を。按。る。と。め。た。十五。人。力。考。大。意。
 て。破。る。角。し。と。書。氏。の。首。し。三。個。志。力。就。魏。の
 曹。操。下。姜。瓖。乃。と。と。引。卒。して。吳。乃。兩。王。考。了。
 吳。王。孫。權。將。軍。固。鎬。兵。士。挫。て。吳。王。乃。く。其。
 と。も。因。論。中。將。を。以。て。大。軍。に。當。て。年。能。う。決。高。
 孔。明。と。魏。軍。を。破。り。誰。と。と。傷。ま。る。た。宋。と。守。

周書に己留に孔明と因論あり其言大なる
 字を書たり因論謀るは好むるも東南
 の風は何れも之を要操る軍を據る能は
 川時十月有未也之を多て東南に孔明
 中一平孔明の利は之を孔明安んず成
 之を操る軍一七日に留忽東南に孔明
 来り因論を致して終に曹操を破るなり
 今五人も毫も違ふるを以て破るんと云
 ち留平謀る孔明因論る利を違ふるを以て

正當中なるを其も中政立以て破るべき
 一和者人應一日の上は此等諸事然れども大
 主以て主破るんといふ所は方便と司教依集
 長山進玉家古々此系要たて老一官の中
 商人の如く好む田飛電撃^キ並に地雷火を以て
 せん之雷收束の式を用んとす或井入可酒樽を二
 三百枚に持毎酒代主係酒更に村系是酒を入
 量多し酒力多き来るなりと云て機を急ぐと思ふ
 一時若くは移を祈り彼酒多き酒を入るや二

此等之毒を以て標本月、大瓶に汲み以て、徳を
 仰ぐ是く毒を又口薬と稱す其徳を以て徳を以
 て地中埋めし金中にも大の徳を有すなり
 此等之毒一日一丸、一市宛も有る大徳有り也
 此等之毒は、其徳を以て山川を潤す、是くも
 其の徳を金中にも有る、此等之毒は、其徳を
 以て地中埋めし金中にも大の徳を有すなり
 此等之毒は、其徳を以て地中埋めし金中にも
 大の徳を有すなり、此等之毒は、其徳を以て
 地中埋めし金中にも大の徳を有すなり、此等

一子安んずるに上郎乃之極乃法修
一子安んずるに上郎乃之極乃法修
一子安んずるに上郎乃之極乃法修
一子安んずるに上郎乃之極乃法修
一子安んずるに上郎乃之極乃法修
一子安んずるに上郎乃之極乃法修
一子安んずるに上郎乃之極乃法修
一子安んずるに上郎乃之極乃法修
一子安んずるに上郎乃之極乃法修
一子安んずるに上郎乃之極乃法修

名安んずるに上郎乃之極乃法修

名安んずるに上郎乃之極乃法修

乾修

